

大月市と住宅金融支援機構が連携

令和3年4月版
www.flat35.com

いま
子育て中
の方に！

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

UIターンなど
する方に！



名勝「猿橋」

当初5年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 年**0.5%**引下げ

【フラット35】地域連携型

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地域活性化について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○大月市定住促進(中古)住宅取得助成金制度のご相談は



総務部 企画財政課 地域活性化担当
☎ 0554-23-5011

【フラット35】に関するご相談は



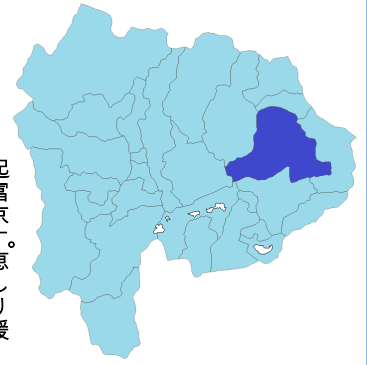
お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、**土日**も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)



富士山と大月市街地



都心から特急で60分！緑に囲まれた起伏のある山あいのベッドタウンです。富士山・静岡方面、甲府・長野方面、東京方面の3つ方面へのアクセスが良好です。豊かな緑や清流など美しい自然環境に恵まれており、「富士の眺めが日本一美しい街」として、住んでみたいまちづくりの実現に向けて、移住定住に関する支援を積極的に行っています。



大月市で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



大月市定住促進住宅取得助成金

【主な要件】

- 次の要件をすべて満たしている者が対象となります。
- ①大月市内に、住宅の所有権の取得または工事引渡しを完了した新築住宅の所有者。
- ②世帯全員に市税等の滞納がない者。
- ③公共工事に伴う移転補償で建設した住宅の所有者でない者。
- ④この制度による助成を受けたことがない者。

【補助金額】

- ・市内申請者基本額：30万円（最大120万円）
- ・市外申請者基本額：50万円（最大150万円）
- ※配偶者加算：20万円、子ども（中学生以下）加算：30～50万円、親同居加算：20～30万円を利用いただくことができます。

大月市定住促進中古住宅取得助成金

【主な要件】

- 次の要件をすべて満たしている者が対象となります。
- ①大月市内の中古住宅の取得者。
- ②世帯全員に市税等の滞納がない者。
- ③この制度による助成を受けたことがない者。

【補助金額】

- 購入価格の100分の1を乗じた額
(ただし、1,000円未満を切り捨てる。7万円を限度とする。)
- ※配偶者加算：2万円、子ども(中学生以下)加算：3～9万円、親同居加算：2万円を利用いただくことができます。



【フラット35】

地域連携型(若年子育て)

<大月市定住促進住宅取得助成金> <大月市定住促進中古住宅取得助成金>

【主な要件】

- ・子ども加算を利用すること。

地域連携型(UJターン)

<大月市定住促進住宅取得助成金>

【主な要件】

- ・大月市外からの転入者であって、転入直前の市外居住期間が1年以上あること。
- ・転入後1年を経過する日の前に住宅を取得すること。

金利の引下げ内容

金利の引下げ期間

金利の引下げ幅

当初 **5** 年間 年 **0.25%**
 ※【フラット35】Sとの併用で、
 当初 **5** 年間 年 **0.5%引下げ**
 となります。

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項>

- 【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。
- 【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Aプラン）と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S（金利Bプラン）があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。
- 受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。（令和3年4月現在）